

精神障害者運賃割引規程

精神障害者運賃割引規程

——目 次——

第1条	(目 的)		1
第2条	(変 更)		1
第3条	(用語の意義)		1
第4条	(介護者として乗車する場合)		2
第5条	(精神障害者割引運賃)		2
第6条	(精神障害者割引乗車券の種類)		2
第7条	(精神障害者割引乗車券の発行方)		4
第8条	(精神障害者割引乗車券の効力)		4

（目 的）

第 1 条 この規程は、大阪モノレール株式会社（以下「社」という。）の旅客営業規則（以下「規則」という。）第 36 条の 2 第 2 項に基づき、社における精神障害者及びその介護者に対する運賃の割引並びに取扱方に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（変 更）

第 2 条 社が定める規程は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規程の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

（用語の意義）

第 3 条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

（１）「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

（２）前項の精神障害者を、次に掲げる第 1 種（1 級）精神障害者及び第 2 種（2 級、3 級）精神障害者に分ける。

①「第 1 種精神障害者」とは、障害等級が 1 級に該当するもの。

②「第 2 種精神障害者」とは、障害等級が 2 級又は 3 級に該当するもの。

精神障害者の等級

等級	1 級	2 級	3 級
	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(3) 精神障害者本人及び介護者の割引条件は、次のとおりとする。

- ① 第1種(1級)精神障害者が介護者と共に、乗車券の種類、乗車区間及び通用期間を同一にして乗車する場合で、精神障害者保健福祉手帳を呈示したときには、本人及び介護者1人の普通旅客運賃、定期旅客運賃、回数旅客運賃の割引をする。
- ② 定期乗車券を使用する12歳未満の第2種(2級、3級)精神障害者が、介護者と共に乗車区間、通用期間を同一にして乗車する場合で、精神障害者保健福祉手帳を呈示したときには、介護者1人の定期旅客運賃の割引をする。
- ③ ②の場合で、小児定期旅客運賃は割引しない。また、精神障害者に対し通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限る。なお、精神障害者が身体障害者用車椅子を使用する場合の介護者は、2人まで割引を認める。

(4) 「介護者」とは、第1種(1級)精神障害者又は12才未満の第2種(2級、3級)精神障害者を安全かつ迅速に乗降させる介護能力を有すると認められる者をいう。

(介護者として乗車する場合)

第4条 精神障害者が、第1種(1級)精神障害者、又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種(2級、3級)精神障害者であるときは、精神障害者1人に対して1人の介護者を付けることができる。ただし、身体障害者用車椅子を使用する場合には、2人まで介護者を付けることができる。

2 前項の介護者は、乗車券の種類・乗車区間及び通用期間が、精神障害者と一緒に精神障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(精神障害者割引運賃)

第5条 精神障害者割引運賃については、規則第59条の2に定めるとおりとする。

(精神障害者割引乗車券の種類)

第6条 精神障害者に対する割引乗車券の種類は、次のとおりとする。

		乗車券	割 引 内 容
第1種 (1級) 精神障害者	単独乗車	普 通	×
		普通回数	×
		定 期	×
	介 護 者 付 乗 車	普 通	精神障害者・介護者とも 5 割引 精神障害者が乳幼児の場合は、 精神障害者は無賃、介護者は 5 割引
		普通回数	精神障害者、介護者とも 5 割引 精神障害者が乳幼児の場合は、 精神障害者は無賃、介護者は 5 割引
		定 期	精神障害者・介護者とも 5 割引 精神障害者が小児の場合は、介護者のみ 5 割引 精神障害者が乳幼児の場合は、 精神障害者は無賃、介護者は 5 割引 (注) 精神障害者には、通勤又は通学定期を発売するが、 介護者に対しては、通勤定期券に限り発売する。 第2種(2級、3級)精神障害者についても同じ。
第2種 (2級、3級) 精神障害者	単独乗車	普 通	×
		普通回数	×
		定 期	×
	介 護 者 付 乗 車	普 通	×
		普通回数	×
		定 期	精神障害者が小児の場合は、介護者のみ 5 割引 精神障害者が乳幼児の場合は、 精神障害者は無賃、介護者は 5 割引 (精神障害者が大人の場合は、割引しない。)

(注) 精神障害者割引の運賃は、大人・小児とも割引額を差し引いて 10 円単位に切上げた額とする。

(精神障害者割引乗車券の発行方)

第7条 割引乗車券の発売は、次の各号の取扱いによる。

(1) 普通券・普通回数券

普通券は、自動券売機又は改札補充券により発行する。普通回数券は、補充回数券に必要事項を記載のうえ、発行する。

(2) 定期券

定期券発行機により発行する。

(精神障害者割引乗車券の効力)

第8条 精神障害者割引乗車券は、精神障害者とその介護者とが同一列車により旅行する場合に限り有効とする。

2 精神障害者は、乗車券購入の際及び乗車中は精神障害者保健福祉手帳を常に携行し係員から請求のあったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

3 前項に規定する精神障害者保健福祉手帳の呈示は、「ミライロID」の呈示をもって、これに代えることができる。

4 この規程によって購入した乗車券の払いもどしは、障害者とその介護者に対する乗車券とについてともに行なう場合に限って取り扱うものとする。